

様式 2 (第 4 (2) 物品一般関係)

物 品 購 入 仕 様 書

(適用範囲)

第 1 この仕様書は、軽井沢町の発注する令和 8 年度 町単 中部小学校食器食缶洗浄機購入 (以下「本業務」という。) について適用する。

(受注者の責務)

第 2 受注者は、契約の履行にあたっては、本業務の意図を十分に理解し、納品するよう努めなければならない。

2 受注者は、第 1 に規定する本業務の実施にあたっては、発注者と納品業務の進め方について協議を行い、その承認を受けて作業を進めるものとする。

3 本業務は、設計書、物品契約書、本仕様書及び関係法令を遵守して行わなければならない。

(秘密の保持)

第 3 受注者は、本業務の履行にあたり知り得た事項について秘密を保持しなければならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(業務上の疑義)

第 4 本業務の実施に関して、この仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(規格数量・納入場所等)

第 5 物品購入の規格・数量・他条件等については、下記及び別紙特記仕様書、図面のおりとする。

(1) 物品本体

品名	参考型番	寸法等	数量	納入場所
食器食缶洗浄機	中西製作所 食器・食缶洗浄機 (押え駆動式) EOKCS - M23BE2 - RT	本体寸法 3,500 mm × 950 mm × 1,900 mm 程度 フード寸法 1,100 mm × 2,750 mm × 1,740 mm 程度 洗浄機出口に設置する作業台 (1200 mm × 900 mm × 740 mm 程度) 機器運搬費、搬入据付費、給排水接続工事費、ガス配管接続工事費、電気接続工事費、既存品撤去処分費含む ※図面、特記仕様書参照	1	中部小学校

--	--	--	--	--

上記参考機種と同等品以上の機種とする。同等品の場合は、寸法、内容等を担当者に確認すること。

(2)その他

- ① 納期は、令和8年8月14日(金)までとすること。
- ② 入札にあたり、基準品と異なる物品を予定している場合は、あらかじめ町が定める手続きに従って「同等品確認申請書」を提出し適合確認を済ませておくこと。
- ③ 物品本体、付属品類の取り付け装置、各種工事費、廃棄処分に伴う費用は含めること。

(納品日)

第6 納品日については、あらかじめ教育委員会こども教育課及び中部小学校と協議をすること。

(支払い)

第7 物品納品後、納入検査を受けたのち、受注者の適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。